

事 務 連 絡
令和6年12月27日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用有償旅客運送に係る協議における「首長判断プロセス」の導入について

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付国自旅第161号）について、本年4月26日に改正し、2ヶ月の期間内に、自家用有償旅客運送等の運送サービスについて実施するとの結論に至らなかった場合には、当該地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事が自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行える旨規定したところである。

自家用有償旅客運送の導入に向けた、この「首長判断プロセス」については、一部の市町村において、地域公共交通会議の設置要綱を改正する等して、導入されてきているところであるが、未だ導入に係る措置を講じていない市町村・都道府県が大多数存在する状況である。

このため、各地方運輸局等においては、市町村や都道府県において、合理的な理由なく「首長判断プロセス」の導入に係る措置を講じていない場合には、当該措置の導入を促す等、適切に指導されたい。

以上